

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

2019年12月20日

2. 回答を行った年月日

2020年1月17日

3. 新事業活動に係る事業の概要

今後の水素ステーション整備において、水素ステーションの建設用地確保のために所要敷地面積の削減が望まれる。

水素ステーションの所要敷地面積の削減は、狭小地への水素ステーションの建設を容易化するとともに、ガソリンスタンド等への水素ステーションの併設にも有効であり、ユーザーの利便性の高い建設用地の確保を容易化し、円滑かつ効率的な水素ステーションの整備に資する。

4. 確認の求めの内容

① 高圧ガス設備とディスペンサー間の障壁の適正化

圧縮機及び蓄圧器を一つの筐体内に設置した高圧ガス設備パッケージの筐体外面（ディスペンサーに対面する部分）を障壁構造とすることで、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第7条の3第2項第30号の規定を満足することを確認したい。

② 水素トレーラ庫の散水設備の不要化

一般則第7条の3第2項に適合する水素ステーションに水素トレーラを留め置き水素供給源として使用する場合において、水素トレーラに搭載した充填容器の温度が40度を超えないよう、自動又は手動で充填容器表面に水をかけ容器の温度を40度以下に保つことで、一般則第7条の3第3項第1号で準用する第6条第2項第8号ホの規定を満足することを確認したい。

③ 蓄圧器ユニット散水設備の上水道直結供給

鋼板で構成される筐体内に蓄圧器を設置した蓄圧器ユニットに上水道直結式の散水設備を設置することで、一般則第7条の3第2項第19号及び第20号で規定する「温度の上昇を防止するための装置」を満足することを確認したい。

④ 危険場所範囲の適正化

高圧ガス設備パッケージを強制換気仕様とし、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号。以下「基本通達」という。）で引用する「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」等に基づき危険場所の範囲を適正化することで、防爆性能を有しない構造の電気設備を非危険場所範囲で高圧ガス設備パッケージの近接に設置することが、一般則第7条の3第2項第1号で準用する第6条第1項第26号及び第7条の3第2項第27号の規定を満足することを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

① 高圧ガス設備とディスペンサー間の障壁の適正化

一般則第7条の3第2項第30号には「圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とディスペンサーとの間には障壁を設置すること。」と規定している。

4. ①中、「圧縮機及び蓄圧器を一つの筐体内に設置した高圧ガスパッケージの筐体外面（ディスペンサーに対面する部分）を障壁構造とする」場合にあって、その障壁構造が

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）別添「一般高圧ガス保安規則関係例示基準」（以下「例示基準」という。）「22. 障壁」を満たす場合には、一般則第7条の3第2項第30号の基準を満たすものと解される。

② 水素トレーラ庫の散水設備の不要化

一般則第7条の3第3項第1号で準用する第6条第2項第8号ホには「充填容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、常に温度40度（容器保安規則第2条第3号に掲げる超低温容器（以下「超低温容器」という。）又は同条第4号に掲げる低温容器（以下「低温容器」という。）にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のものであり、以下第40条第1項第4号ハ、第49条第1項第5号、第50条第2号及び第60条第7号において同じ。）以下に保つこと。」と規定しているが、その具体的な方法として、散水設備の設置を義務付けているものではない。

4. ②中、「自動又は手動により容器に水をかける」場合にあつて、容器の温度を40度以下に保つことができる場合には、一般則第7条の3第3項第1号で準用する第6条第2項第8号ホの基準を満たすものと解される。

③ 蓄圧器ユニット散水設備の上水道直結供給

一般則第7条の3第2項第19号及び20号には「温度の上昇を防止するための装置を設置すること。」と規定している。

4. ③中、「上水道直結式の散水設備を設置する」場合にあつて、その散水設備が例示基準「59の3. 温度上昇を防止するための装置（圧縮水素スタンド）」を満たす場合には、一般則第7条の3第2項第19号及び20号の基準を満たすものと解される。

④ 危険場所範囲の適正化

一般則第7条の3第2項第1号で準用する第6条第1項第26号は、可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備がその設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有する構造のものであることと定めている。

また、一般則第7条の3第2項第27号は、圧縮水素スタンドの可燃性ガスが通る部分の外側から火気を取り扱う施設まで一定の距離を有することと定めている。電気設備の火気を取り扱う施設としての取扱いについては、基本通達において、第6条第1項第26号の規定に基づき設置された電気設備及び「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」等の規定に基づき設置された電気設備は「火気を取り扱う施設」に該当しないことと定めている。

4. ④中、「高圧ガス設備パッケージを強制換気仕様とし、基本通達で引用する「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」等に基づき危険場所の範囲を適正化することで、防爆を有しない構造の電気設備を非危険場所範囲で高圧ガス設備パッケージの近接に設置する」場合にあつて、非危険場所に防爆を有しない構造の電気設備を設置することは、一般則第7条の3第2項第1号で準用する第6条第1項第26号の基準を満たすものと解される。また、基本通達で引用する防爆指針及びガイドに基づき電気設備を設置した場合には、当該電気設備は一般則第7条の3第2項第27号で規定する「火気を取り扱う施設」に該当しない。